

## 決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 東京都千代田区三崎町2丁目20番3号

(商 号) 株式会社ホッコク

同代表者代表取締役 中井 二男

上記被審人に対する平成24年度(判)第18号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2681万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年10月10日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項2号及び4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年8月9日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別 紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実  
法178条1項2号及び4号に該当

被審人は、東京都千代田区三崎町二丁目20番3号に本店を置き、その発行する株式が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書及び有価証券報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年 11月16日	第42期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年9月30日 の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が283百 万円以上の損 失であるところ を45百万円 の損失と記載	架空売上の計 上
2	平成22年 2月15日	第42期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年12月31 日の第3四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が398百 万円以上の損 失であるところ を161百万 円の損失と記 載	架空売上の計 上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
3	平成 22 年 6 月 28 日	第 42 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が 382 百万円以上の損失であるところを 116 百万円の損失と記載 連結当期純損益が 1,209 百万円以上の損失であるところを 942 百万円の損失と記載	架空売上の計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

## 第 2

- 平成 22 年 8 月 3 日、第 42 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 19 日、443 個の新株予約権証券を 62,767,341 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、
- 平成 22 年 8 月 3 日、第 42 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（普通株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 19 日、2,877,000 株の株式を 399,903,000 円で取得させ、  
もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

## 2 法令の適用

1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号3

法172条の4第1項本文、24条1項

番号1、同2及び同3は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3を適用する。

別紙1の第2に掲げる事実につき

法172条の2第1項1号、3項、5条1項、3項、176条2項

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

法172条の4第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第42期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第42期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第42期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第42期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第42期第2四半期報告書	117,101円
第42期第3四半期報告書	97,481円
第42期有価証券報告書	105,164円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第42期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相

当する額である 3,000,000 円

第 4 2 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 4 2 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 4 2 期第 2 四半期報告書、第 4 2 期第 3 四半期報告書及び第 4 2 期有価証券報告書が、いずれも第 4 2 期事業年度に係るものであることから、法 1 8 5 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 6 1 条の 3 の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 4 2 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 4 2 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 4 2 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。

## 別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

法 1 7 2 条の 2 第 1 項 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、

- ① 平成 2 2 年 8 月 3 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、

$$62,767,341 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 2,824,530 \text{ 円}$$

について、法 1 7 6 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、2,820,000 円

- ② 平成 2 2 年 8 月 3 日提出の有価証券届出書（普通株式）に係る課徴金の額は、

$$399,903,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 17,995,635 \text{ 円}$$

について、法 1 7 6 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、17,990,000 円

となる。